

報道提供資料

令和6年7月23日



貝塚市

総合政策部 魅力づくり推進課
広報・シティプロモーション担当
藤木・遠藤
TEL:072-433-7059
FAX:072-433-7233

介護保険料納入通知書の誤送付について

このたび、本市高齢介護課において、介護保険料納入通知書を誤送付したことを報告いたします。詳細については下記のとおりです。

記

1. 事案の経過

令和6年5月20日に、介護保険関係の書類について、家族の方から死亡した本人宛ではなく相続人である家族宛の送付を希望する旨の申出があり、当該被保険者の送付先住所の設定の処理を行いました。

7月10日に介護保険料納入通知書（以下「納入通知書」という。）を全被保険者に一斉送付したところ、7月16日に、当該家族の方が、別の方の納入通知書が届いたと窓口に戻却に来られたことで、5月に行った送付先住所の設定を別の方に行い、納入通知書を誤送付したことが判明しました。

窓口に来られた家族の方に経緯の説明を行い謝罪しました。また、第三者に納入通知書を送付した被保険者の方には、自宅に訪問し納入通知書の誤送付の経緯の説明を行い謝罪しました。

その後、内部で調査をした結果、他に誤って送付先住所の設定を行った事案がないことを確認しました。

2. 処理を誤った原因

職員が送付先住所の設定を介護保険システムで行う際に、氏名や住所の確認を十分に行わなかったため。

3. 今後の防止策

今後は、送付先住所を設定する際には、申出を受付ける職員、介護保険システムに入力する職員、入力内容を確認する職員は別の者で行います。また、送付先住所を設定した者を1週間ごとに抽出し、そのリストと送付先住所設定申出書の対象者と照合を行い再発防止に努めます。

問合せ先 健康福祉部高齢介護課
TEL 072-433-7043
担当 三宅、渡部